

平成 23 年度産業財産権制度各国比較事業報告書

諸外国の地理的表示保護制度及び同保護
を巡る国際的動向に関する調査研究

平成 24 年 3 月

社団法人日本国際知的財産保護協会

3 - 6 タイ

1. 地理的表示の保護を図った主な法律等

- ・ GEOGRAPHICAL INDICATIONS PROTECTION ACT, BE. 2546 (2003)
： 地理的表示法¹

タイには、地理的表示の保護に関する独立した法律が存在する。

(法律の目的)²

- ・ タイの商業的發展につながる、原産地の發展の促進及び改善
- ・ 原産地における生産の奨励
- ・ 原産地で生産されている製品のイメージ維持
- ・ 消費者保護
- ・ 真の原産地についての誤認混同の防止
- ・ TRIPS 協定への対応

2. 地理的表示の定義

地理的表示の定義について、TRIPS協定型の定義を採用している。(地理的表示法 3 条³)

(地理的表示の対象)

特定の産品に限定されておらず、売買、交換又は譲渡可能な産品は対象となる。(地理的表示法 3 条)

¹ 本章における英文の地理的表示法の条文は、WIPO LEX より入手した。

(http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=185549) なお、条文の日本語訳は、AIPPI の仮訳である。

² タイ知的財産局ホームページ「Basic Knowledge on Geographical Indications」 「4. Geographical Indication Protection Law, B.E. 2546 (2003)」

(http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?option=com_content&task=view&id=291&Itemid=248)

³ 地理的表示法 3 条

「“Geographical Indication” means name, symbol or any other thing which is used for calling or representing a geographical origin and can identify the goods originating from such geographical origin where the quality, reputation or other characteristic of the goods is attributable to the geographical origin.」 (強調付加)

3. 地理的表示の保護リスト

地理的表示のリストは、タイ知的財産局のウェブサイトで見ることが可能であるが、タイ語のみである。⁴

2012年1月31日現在の地理的表示リスト（英語版）は、参考資料を参照。⁵

4. 地理的表示についての保護を受けるための手続き

地理的表示の登録出願は、省令で規定された規則と手続きに基づき行われる。（地理的表示法9条）

（登録申請者の範囲）

タイにおいては、次の者が登録出願を行うことができる。（地理的表示法9条）

- ・ 政府機関、公共機関、公営企業、地方行政機関又は行政機関
ただし、その商品の地理的原産地を管轄する責任のある法人格を有する場合に限る。
- ・ 自然人、団体又は法人
ただし、地理的表示を使用した商品に関する事業を行い、商品の地理的原産地に住所がある場合に限る。
- ・ 地理的表示を使用した商品の消費者団体又は消費者機関

（出願要件）

タイにおける地理的表示登録の出願要件を次のように定めている。（地理的表示法10条）

- ・ 出願人に関する情報
- ・ 出願する地理的表示又は原産地名称
- ・ 出願する地理的表示又は原産地名称が対象とする商品
- ・ 地理的表示の対象となる地理的原産地
- ・ 出願する地理的表示の品質、名声又はその他の性質に関する詳細
- ・ 当該製品に起因する特徴又は品質が、その地理的起源に帰する旨の情報
- ・ 出願する地理的表示又は原産地名称の具体的な使用規則等

（登録等の申請手続き）

タイの地理的表示登録の概要は次の通り。

タイ知的財産局に対して登録出願が行われると、出願人の要件及び出願要件を満たして

⁴ <http://122.154.29.222:8085/GEO/>

⁵ 本リストは、タイ語版のリストを現地代理人事務所にお願いして英訳した仮訳である。

いるかどうかについて審査が行われ、要件を満たしていないと判断された場合は、出願書類の却下命令が出される。命令を受けた出願人は、命令受領日から 30 日以内に (the Geographical Indication Board⁶) に審判請求をすることができる。更に、委員会の命令に不服の場合は、委員会の決定に関する通知を受けてから 90 日以内に裁判所に提訴することができる。⁷

要件を満たすと判断された場合、登録官によって登録の受理を公告する命令が出される。⁸ 公告日から 90 日以内に、利害関係人は異議申立を行うことができる。

異議申立期間中に、申立てがないか、又は、異議申立が却下された場合は、登録される。⁹

(外国の地理的表示の取扱い)

タイにおいては、タイ国籍を有していない出願人により、外国の地理的表示の登録出願を行うことができる。

外国の地理的表示は、該当国の法律に基づき保護を受けている地理的表示であるということ、及び、対国内で登録出願を提出する日まで使用されていたことを示す明らかな証拠の提出が必要となる (地理的表示法 6 条)。

5. 異議申立制度

登録官の公告命令に基づき、公告された地理的表示に関する出願に対し、利害関係人は、省令で規定された規則と手続きに従って、公告日から 90 日以内に異議申立を行うことができる (GI16 条)。

異議申立を受けた出願につき、出願人は、写の受領日から 90 日以内に答弁書を提出しなければならず、提出されない出願は、放棄したものとみなされる。(地理的表示法 17 条)

異議申立と答弁書の審理の結果、登録官は、登録するか否かの決定を下し、不服のある者は、委員会に審判請求を行うことが可能である。さらに、委員会による審決が出された後、かかる審決に不服の者は、審決受領日より 90 日以内に出訴が可能である。(地理的表示法 18 条)

(登録後の取消)

登録後の取消しは、利害関係者又は職権により、地理的表示委員会にその理由を添付して請求することができる。(地理的表示法 22 条)

⁶ 地理的表示法 3 条

⁷ 地理的表示法 13 条

⁸ 地理的表示法 15 条

⁹ 地理的表示法 19 条

6. 保護の効力

(誤認混同の必要性)

下記の行為については、誤認混同が生じる場合、保護の効力が及ぶ。(地理的表示法 27 条)

- ・登録出願書に明記された地理的原産地の商品ではないものを、当該地理的原産地の商品であると表示する、あるいは他者に誤認させるためにかかる地理的表示を使用する行為
- ・他の業者に対して損害を与えるために、商品の地理的原産地、及び品質、社会的評価又はその他の性質について、混同又は誤認を引き起こす地理的表示の使用

なお、省令で規定する「特定商品 (米、シルク、ワイン、スピリッツ) ¹⁰」として公告された種類の商品については、誤認混同が生じなくても、下記の行為について保護の効力が及ぶ。(地理的表示法 28 条)

- ・使用者がその商品の真正の地理的原産地の明記、又はその商品の申請の地理的原産地を示し知らせる文言の使用もしくは何らかの行為を行っていたとしても、登録出願書に明記された地理的原産地を原産地としない商品に対する地理的表示の使用
- ・地理的表示に「kind」、「type」、「style」又はその他類似する表現を伴う、上記の商品に対する地理的表示の使用

(「型」等を伴う地理的表示に対する取扱い)

省令で規定する「特定商品 (米、シルク、ワイン、スピリッツ)」に関してのみ、地理的表示に「kind」、「type」、「style」又はその他類似する表現を伴う使用に対して保護の効力が及ぶ。これは、使用者がその商品の真正の地理的原産地の明記、又はその商品の申請の地理的原産地を示し知らせる文言の使用もしくは何らかの行為を行っていた場合であっても適用される。(地理的表示法 28 条、第 3 パラグラフ)

(翻訳に関する取扱い)

明文の規定なし。

¹⁰ MINISTERIAL REGULATIONS STIPULATING LIST OF PARTICULAR TYPE OF GOODS AND RULES AND METHODS FOR USING GEOGRAPHICAL INDICATIONS WHICH ARE SIMILAR OR AGREEABLE TO EACH OTHER B.E.2547 を参照 : http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=215729

(複合語に関する取扱い¹¹⁾)

明文の規定なし。

(「想起 (evolve) させるような使用」に関する取扱い)

明文の規定なし。

7. 一般名称に関する規定

(一般名称の地理的表示の保護の可能性)

地理的表示が使われる商品の一般名称である場合、当該表示は、地理的表示として保護されない。(地理的表示法 5 条(1))

(保護された地理的表示の一般名称化)

登録取消手続きにおいて、当該地理的表示が一般名称である旨を証明することができれば、登録は取り消される可能性がある。(地理的表示法 22 条)

8. 権利執行者

(権利執行請求主体)

対象商品の地理的原産地に住む商品の製造者、又はその商品に関する事業に従事する者
(地理的表示法 25 条)

(権利執行主体)

タイ知的財産局長官 (地理的表示法 43 条)

9. 水際措置の有無と概要

タイにおける水際措置に関しては、タイ関税法 (BE2469) 及びタイ輸出入法 (BE2522) において、タイ税関に対して知的財産侵害物品の取締りに係る権限を直接的に与えている。

上記の法律において、脱税品・禁制品の輸出入を禁止し (関税法 27 条)、同物品の隠匿、販売補助・受入れ等の行為を禁止しており (関税法 7 条の 2)、またでは、商務省による輸出入禁止貨物の特定等に関する告示権限を規定 (輸出入法 5 条) するとともに、税関法の規定、物品検査、差止め及び没収、侵害者の逮捕、起訴等についての税関係員の権限を本法に準拠することを規定している (輸出入法 16 条)。¹²

税関の係官は、権利所有者からの申し出がなくとも、知的財産権を侵害している疑いの

¹¹ 当該項目は『「A+B」という二語からなる地理的表示があった場合に、「A」又は「B」単独の使用も禁止するというような明文規定が存在するか』について調査を行った。

¹² http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/UFJ/honbun_th.pdf、1 頁を参照

ある輸出入貨物の解放を差止める職権がある。¹³

10. 執行実績、主要侵害裁判例

文献調査を行ったが、関連する資料を発見することができなかった。

11. 地理的表示に関する規定及び商標に関する規定との間の調整規定

—地理的表示に関する規定上の商標との間の調整規定

地理的表示法上には、商標との間の調整規定及び先使用に関する明文の規定はなし。

—商標に関する規定上の地理的表示との間の調整規定

(商標と地理的表示の抵触に関する規定)

「地理的表示に関する法律に基づいて保護されている地理的表示」に該当する商標は、登録を認めない。(商標法 8 条(12))

(商標の出願・登録以前より善意で使用されていた表示の使用：先使用の可能性)

明文の規定なし。

12. 地理的表示を使用できる者の範囲の特定方法

(地理的表示を使用できる者の範囲の特定方法)

商品の地理的表示が登録された際、その地理的原産地に住む商品の製造者、またはその商品に関する事業に従事する者は、登録官が定めた条件に基づき、明記した商品に登録された地理的表示を使用する権限を有する。(地理的表示法 25 条)

(上記特定方法と地理的風土等との密接関連性)

登録出願時に、次を特定しなければならない：(i) 品質、社会的評価、その他の性質、(ii) 生産プロセス (原料の記載を含む)、(iii) 製品と地域の関連性 (歴史的背景を含む)、(iv) 地理的範囲 (地図を示す)、(v) 原産地の証明、(vi) 登録の要件
(地理的表示法 10 条)

(地理的表示を使用できる者の範囲特定時の問題)

登録の際の条件を満たしていない者が地理的表示を使用していることが判明した場合は、登録官は所定の期間内に条件を満たすよう当該者へ書面で通知する。所定の期間内に、正当な理由なく当該条件を満たせない場合、書面で当該地理的表示の使用を停止する命令

¹³ 同上、5 頁 (7) を参照

を出す。なお、当該停止期間は当該命令の受領日から2年以内とする。

本命令に対しては、90日以内に地理的表示委員会に不服を申し立てることができる。更に、地理的表示委員会の決定に不服の場合は、裁判所に提訴することができる。

(地理的表示法 26 条)

(参考資料) タイ地理的表示リスト (2012年1月31日現在)

	Registration No. Grant Date	GI Mark	Place (prefecture)	App.No.	Filing Date
1	GI 48200001 14 October 2005	PISCO	PERU	47200001	27 August 2004
2	GI 48100002 14 October 2005	Nakonchaisri Pomelo	Nakorn Pathom (TH)	47100002	29 September 2004
3	GI 48100003 14 October 2005	Phetchabun Sweet Tamarind	Petchabun (TH)	48100004	2 February 2005
4	GI 49100004 2 May 2006	Trang Roast Pork	Trang (TH)	48100007	27 June 2005
5	GI 49100005 2 May 2006	Doi Tung Coffee	Chiangrai (TH)	48100009	15 August 2005
6	GI 49100006 2 May 2006	Phurua Plateau Wine	Loei (TH)	48100011	25 August 2005
7	GI 49100007 28 June 2006	Chainat Khaotangkwa Pomelo	Chainat (TH)	48100005	8 June 2005
8	GI 49100008 28 June 2006	Sriracha Pineapple	Chonburi (TH)	48100010	15 August 2005
9	GI 49200009 28 June 2006	Champagne	France	48200015	12 October 2005
10	GI 49100010 28 June 2006	Surat thani Oyster	Suratthani (TH)	49100018	13 January 2006
11	GI 49100011 28 June 2006	Sangyod Maung Phatthalung Rice	Phatthalung (TH)	49100019	14 March 2006
12	GI 49100012 29 December 2006	Chiangrai Phulae Pineapple	Chiangrai (TH)	48100016	8 November2005
13	GI 49100013 29 December 2006	NangLae Pineapple	Chiangrai (TH)	48100017	8 November2005
14	GI 49100014 29 December 2006	Sakon Dhavapi Haang Golden Aromatic Rice	Sakon Nakorn (TH)	49100026	26 July 2006
15	GI 50100015 24 October 2007	Mae Jaem Teen Jok Fabric	Chiangmai (TH)	48100008	4 August 2005
16	GI 50200016 24 October 2007	BRUNELLO DI MONTALCINO	Italy	49200021	8 May 2006
17	GI 50200017 24 October 2007	COGNAC	France	49200022	29 May 2006

18	GI 50100018 24 October 2007	Doi Chaang Coffee	Chiangrai (TH)	49100025	28 July 2006
19	GI 50100019 24 October 2007	Chaiya Salted Eggs	Suratthani (TH)	49100028	1 November2006
20	GI 50100020 24 October 2007	Lamphun Brocade Thai Silk	Lampun (TH)	50100032	14 March 2007
21	GI 50100021 24 October 2007	Praewa Kalasin Thai Silk	Kalasin (TH)	50100036	16 May2007
22	GI 50100022 24 October 2007	Thung Kula Rong-Hai Thai Hom Mali Rice	(Roi et, Yasothon, Surin, Mahasarakham, Srisaket) (TH)	49100020	28 April 2006
23	GI 51100023 3 June 2008	Surin Hom Mali Rice	Surin (TH)	48100023	31 January 2005
24	GI 52100024 3 February 2009	Khao Jek Chuey Sao Hai	Saraburi (TH)	50100031	5 February 2007
25	GI 52100025 3 February 2009	Khao Leuang Patew Chumphon	Chumphon (TH)	50100041	26 September 2007
26	GI 52100026 10 June 2009	Kaowong Kalasin Sticky rice	Kalasin (TH)	50100037	16 May 2007
27	GI 52200027 10 June 2009	PROSCIUTTO DI PARMA	Italy	49200024	21 July 2009
28	GI 52100028 10 June 2009	Bor Sang Umbrella	Chiangmai (TH)	49100023	1 June 2006
29	GI 52100029 10 June 2009	Ban Chiang Pottery	Udon Thani (TH)	50100039	10 August 2007
30	GI 52100030 10 June 2009	Chiang mai Celadon	Chiangmai (TH)	50100040	31 August 2007
31	GI 52100031 27 November2009	Phuket Pineapple	Phuket (TH)	50100042	26 October 2007
32	GI 52200032 27 November2009	Scotch Whisky	Scotland	50200038	13 July 2007
33	GI 53100033 30 May 2010	Phanat Nikhom Basketry	Chon Buri (TH)	48100012	28 August 2005
34	GI 53100034 30 May 2010	Phet Rose Apple	Phetchaburi (TH)	51100054	17 April 2008
35	GI 53100035 30 May 2010	Chonnabot Mudmee Thai Silk	Khonken (TH)	52100058	14 January 2009
36	GI 54100036	Napa Valley	USA	51200049	12 June 2008

	November2011				
37	GI 54200037 November2011	GLUAY HIN BANNANG SATA	YALA (TH)	52100061	8 June 2009
38	GI 54200038 November2011	YOK MLABRI NAN	NAN (TH)	53100073	23 December 2010
39	GI 55100039	Khao Kum Lanna	(Chiangmai, Chiangrai, Lampang, Lampun, Phra, Nan, Phayao) (TH)	51100053	16 May2007
40	GI 55100040	Kohkret Pottery	Nonthaburi (TH)	53100068	11 May 2010
41	GI 55100041	Kathon-Hor-Bangkr nag	Nonthaburi (TH)	53100069	11 May 2010
42	GI 55100042	Nont Durian	Nonthaburi(TH)	53100070	11 May 2010

2012年3月

特許庁委託 平成23年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

諸外国の地理的表示保護制度及び同保護
を巡る国際的動向に関する調査研究

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル4階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>